

旭川テニス協会表彰規程

(平成19年1月18日理事会決定)

(目的)

第1条 本規程は、旭川テニス協会会員等が各種大会に参加し、その成績が顕著であり、旭川テニス協会（以下「本会」という。）に多大に貢献した会員等並びに本会の運営及び事業の遂行に多大に貢献した会員に対して顕彰を行うことを目的とする。

(競技者賞)

第2条 次の各号に該当する会員等に「競技者賞」を授与する。

- (1) 日本テニス協会が主催する全国大会等で顕著な成績を収めた会員等
- (2) 会長・副会長・理事長が認めた大会等で特に顕著な成績を収めた会員等

(功労賞)

第3条 多年（概ね10年以上）にわたり、本会の運営及び事業の遂行に貢献した会員に「功労賞」を授与する。

(特別賞)

第4条 競技者賞及び功労賞に該当しない会員等で、本会に多大な貢献があったと認められる会員等に「特別賞」を授与する。

(表彰の手續)

第5条 表彰に該当する会員等を認めた場合は常務理事会で決定し、理事会及び総会に報告する。

附 則

この規程は、平成13年4月7日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月18日より施行し、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月26日より施行する。